

# 群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱

## (趣旨)

第1 知事又は農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県農業の振興に資するため、東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村及び農業協同組合等（以下「市町村等」とする。）に交付金等を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

また、交付にあたっては、実施要綱第6の趣旨に則り、申請者が市町村長である場合は交付金で交付するものとし、その他の者である場合は補助金で交付するものとする。

## (対象及び交付率等)

第2 この要綱による交付の対象となる事業及び経費並びに交付率等は別表に掲げるとおりとする。

## (交付申請)

第3 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は、別紙様式1号のとおりとする。

2 申請書の提出期日は、知事又は所長が定める日までとする。

3 市町村等は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金等に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

## (変更承認申請)

第4 市町村等は、経費の配分又は事業内容の変更について、規則第9条第1項第1号の規定に基づき、知事又は所長の承認を受けようとする場合には、別紙様式2号の事業変更承認申請書を知事又は所長に提出しなければならない。

## (軽微な変更)

第5 規則第9条第1項第1号に規定する知事があらかじめ定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外とする。

## (指示申請)

第6 市町村等は、規則第9条第2項の規定に基づき知事又は所長の指示を求める場合には、事業が予定の期間に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事又は所長に提出しなければならない。

## (遂行状況報告)

第7 規則第10条に規定する報告は、交付金等の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別紙様式3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知事又は所長に正副2部提出するものとする。

ただし、知事が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 知事又は所長は、前項に定める時期のほか、本事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、市町村等に対して当該交付金等の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払請求)

第8 市町村等は、規則第7条第2項の規定に基づき概算払いにより交付金等を受けようとする場合は、別紙様式4号の概算払請求書を知事又は所長に提出するものとする。

(実績報告)

第9 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別紙様式5号のとおりとする。

2 実績報告書の提出期日は、原則として事業完了後1ヶ月又は翌年度の4月30日のいずれか早い日とする。ただし、知事又は所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

3 第3条3項ただし書により交付の申請をした市町村等は、実績報告書を提出するに当たって、第3条3項ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金等の額から減額して報告しなければならない。

4 第3条3項ただし書により交付の申請をした市町村等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式6号により速やかに知事又は所長に報告するとともに、知事又は所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により知事又は所長に報告しなければならない。

(補助事業者等の義務)

第10 規則第8条の規定に基づく補助事業者等の義務のほか、市町村等は当該事業において取得し、又は効用の増加した財産を事前に知事又は所長の承認を受けずに交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

ただし、当該財産について知事が定める期間を経過した場合にはこの限りではない。

2 市町村等は補助事業等に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間を経過しない場合においては、別紙様式7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(賠償金の取扱い)

第11 事業実施主体は、実績報告書を提出した後に、交付金により実施した事業と同一の対象について、東京電力株式会社から賠償金が支払われた際には、別記様式第8号により速やかに賠償金支払報告書正副2部を知事又は所長に提出するとともに、知事又は所長から地方農政局長等から当該交付金の返還を求められた場合は、これを返還しなければならない。

附則

1 この要綱は、平成23年5月9日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成23年11月14日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成23年12月6日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成24年4月6日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成25年5月16日から適用する。

2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

別表 1

経 費	交 付 率 (補助率)	重 要 な 変 更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 推進事業</p> <p>(1)リース方式による農業機械等の導入</p> <p>(2)鳥獣被害防止活動</p> <p>(3)生産資材の導入等</p> <p>(4)放射性物質の吸収抑制対策</p> <p>(5)農地生産性回復に向けた取組</p> <p>(6)低コスト・省力化技術等の導入支援</p> <p>(7)品目転換等に係る試験栽培及び販路開拓への支援</p> <p>(8)農業生産工程管理(GAP)の導入</p> <p>(9)農業系副産物循環利用体制再生・確立</p> <p>(10)自給飼料生産・調製再編支援</p> <p>(11)家畜改良体制再構築支援</p> <p>(12)落ち葉等有機質資材利用再開支援</p> <p>(13)公共牧場再生利用推進事業</p>	定額、定額(1/2以内)(実施要綱別表の交付率とする。)	<p>1 経費の欄に掲げる1、2から3への経費の流用</p> <p>2 同一事業主体に係わる事業種目ごとに事業費又は交付金(補助金)の30%を超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 施行箇所又は設置場所の変更</p> <p>4 事業種目ごとの事業量の30%を超える増減</p>
<p>2 整備事業</p> <p>(1)耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>ア ほ場整備</p> <p>イ 園地改良</p> <p>ウ 優良品種系統等への改植・高接</p> <p>エ 暗きょ施工</p> <p>オ 土壌土層改良</p> <p>(2)飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>ア 飼料作物作付条件整備</p> <p>イ 放牧利用条件整備</p> <p>ウ 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>(3)耕種作物共同利用施設整備</p> <p>ア 共同育苗施設</p> <p>イ 乾燥調製施設</p> <p>ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>オ 農産物処理加工施設</p> <p>カ 集出荷貯蔵施設</p> <p>キ 産地管理施設</p> <p>ク 用土等供給施設</p> <p>ケ 農作物被害防止施設</p> <p>コ 農業廃棄物処理施設</p> <p>サ 生産技術高度化施設</p> <p>シ 種子種苗生産関連施設</p> <p>ス 有機物処理・利用施設</p> <p>セ バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>(4)畜産物共同利用施設整備</p> <p>ア 畜産物処理加工施設</p> <p>イ 家畜市場</p> <p>ウ 家畜飼養管理施設</p> <p>エ 自給飼料関連施設</p> <p>オ 家畜改良増殖関連施設</p> <p>カ 離農跡地・後継者不在経営施設</p> <p>キ 家畜排せつ物利活用施設</p> <p>(5)自給飼料生産・調製再編施設整備</p> <p>ア 粗飼料等精算供給施設</p> <p>イ 粗飼料等流通拠点施設</p> <p>(6)農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備</p> <p>ア 家畜排せつ物等処理施設</p> <p>イ 剪定枝等処理設備</p> <p>ウ 放射性物質検査設備</p> <p>(7)鳥獣被害防止施設</p>	定額(11/20、1/2、1/3以内)(実施要綱別表の交付率とする。)		
<p>3 市町村附帯事務費</p> <p>市町村が1から2に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	定額(事業費の1/2以内)	経費の30%を超える増減	

別紙様式 1 号（第 3 関係）

群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付申請書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

（群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名）

市町村長 氏 名 ⑩

（市町村以外の場合

所在地

団体名

代表者 氏 名 ⑩）

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、群馬県補助金等に関する規則及び群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱に基づき、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

（注 1） 記については、別紙様式第 1 号別添 1 及び別添 2 を使用する。

（注 2） 本様式（様式第 1 号）を含め、次の様式以下について、申請者が市町村長以外の者は、交付金をすべて補助金と読み替えて使用する。

別紙様式 1 号別添 1

総括表

区 分	交 付 金	備 考
1 (1) (2) (3)  2 (1)	円	
合 計		

(注1) 該当する事業についてのみ作成すること。

(注2) 「V収支予算」における表中の「区分」についても、本総括表と同様

別紙様式1号別添2

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業実施計画（又は実績）

市町村名	事業実施 主体名、 地区名	施設等 の 所在地	事業名		対象作 目等名 (作物名)	受 益		事業内容 (工種、施設 区分、構造規 格、能力等)	事業量 (単価、回数、 基数、台数、面 積等)	竣工予定 又は完了 年月日	事業費	負 担 区 分					備 考				
			対策事業名	事業種目名 (取組名)		戸 数	面 積、処 理量又は 頭羽数					事業に要する（又は要した）経費				そ の 他					
												国 費	県 費	市町村費	計						
						戸	ha, t				円	円	円	円	円	円					
合 計						事業費															
						附 帯 事 務 費															
						計															

- (注) 1 「対策事業名」及び「事業種目名（取組名）」の欄については、実施要領別表1の取組の分類及び取組名（内容）欄から該当する項目を記入すること。
- 2 「対象作目等名（作物名）」の欄については、土地利用型作物、畑作物、果樹、牛、豚等の別を記入し、( )書で作物名を記入すること。なお、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。  
また、複数作物を併記できることとする。
- 3 「事業内容」及び「事業量」の欄については、各事業の実施要領の事業実施計画の項目ごとに記入し、「事業費」についても「事業内容」、「事業量」ごとに内訳を詳細に記入する。
- 4 同一事業種目のうち事業内容によって交付率が異なる場合で、交付率が2分の1以外のものにあつては、「備考」の欄にその交付率を記入すること。
- 5 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円、県費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円、県費〇〇〇円」）を記入すること。  
また、事業等を行うに当たって、対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。



Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) ※	負 担 区 分				備 考
			国 費 (A)	県 費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 (1) (2) (3)	円	円	円	円	円	円	
計							
2 (1)							
計							
総 合 計							

※ 市町村が申請する場合：(A)+(B)+(C)

県域農業団体等が申請する場合：(A)+(B)+(C)+(D)



IV 事業完了予定（又は完了）年月日

年 月 日

V 収支予算（又は収支精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国 費 県 費 市 費 町 費 村 費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 (1) (2) (3) 2 (1)	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付資料

- 1 交付金の交付に関する規程等
- 2 実施設計書（実績報告の際は以下の資料）
  - ア 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
  - イ 推進事業にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 3 事業実施主体の定款・規約及び構成員名簿等（参考様式）（なお、市町村は省略できる。）
- 4 交付申請時に、事業実施主体からの消費税等仕入控除税額についての届出書を添付すること。

# 消費税等仕入控除税額についての届出書

年 月 日  
番 号

群馬県〇〇農業事務所長 様

住 所  
名 称  
代表者等名

印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し(又は、する見込みであり)、消費税等仕入に係る税額については控除対象となりますので、補助金の消費税等仕入控除税額については〇〇〇円で申請いたします。

## 記

- 1 対象期間：自 年4月1日  
至 年3月31日
- 2 特定収入割合計算式

(注1) 当届出書の内容が該当する事業とは、以下の場合は考えられます

- ・課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える法人が事業を実施する場合
- ・資本または出資の金額が1千万円以上の新設法人(社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人を除く)が事業を実施する場合
- ・地方公共団体が特別会計を設けて事業を実施し課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合で、特定収入割合が5%以内となる場合
- ・課税事業者を選択する場合等

(注2) 事業実施主体が任意組合の場合には、別紙参考様式を添付する。

(参考様式)

構 成 員 名 簿

事業実施主体名			
所在地			
職 名	氏 名	住 所	課税区分

※ 事業主体が任意組合の場合は作成する。  
課税区分欄には、構成員の消費税の課税の区分により「課税」「簡易課税」「免税」のいずれかを記入する。

別紙様式 2 号（第 4 関係）

平成 年度群馬県東日本大震災農業生産対策交付金変更承認申請書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 ⑩

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名 ⑩

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第 4 の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載様式は、別紙様式第 1 号に準ずるものとする。

この場合において、別紙様式第 1 号別添 2 の「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

2 交付金の額が増額する場合は、件名の「変更承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第 4 の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第 4 の規定に基づき、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別紙様式 3号 (第7関係)

平成 年度群馬県東日本大震災農業生産対策交付金遂行状況報告書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
 (群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
 県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名)

市町村長名 氏 名 ⑩  
 (市町村以外の場合  
 所在地  
 団体名  
 代表者 氏 名 ⑩)

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第7の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		平成〇年〇月〇日までに完了したもの		平成〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別紙様式1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。  
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別紙様式4号（第8関係）

平成 年度群馬県東日本大震災農業生産対策交付金概算払請求書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
 群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
 県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 ⑩  
 市町村以外の場合  
 所在地  
 団体名  
 代表者 氏 名 ⑩

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第8の規定に基づき、下記により金 円を概算払いによつて交付されたく請求する。

記

区分	対象 事業費	交付金 交付 決定額	既受領額		今回請求額		残 額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	月日迄 出来高	金額	月日迄 予定 出来高	金額	3月31日 迄予定 出来高		
			円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別紙様式1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載する。  
 2 交付決定が変更された場合には、備考欄にそのすべてを記入すること。

・概算払いを必要とする理由

別紙様式5号（第9関係）

平成 年度群馬県東日本大震災農業生産対策交付金実績報告書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様

群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 ⑩

市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名 ⑩

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第9に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金〇〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- (2) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、別紙様式1号別添2のVの2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。  
なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。
- 3 実績報告書提出時に、交付金により実施した事業と同一の対象について、東京電力株式会社から当該事業を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、別紙を添付すること。

別紙

東京電力株式会社からの賠償金支払状況

(単位：円)

項 目	金 額
A 交付金の交付決定額	
B 交付金の受領額	
C 交付金により実施した事業と同一の対象について支払われた賠償金の額（交付金の返還予定額）	



別紙様式 6号 (第9関係)

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日 文書番号

〇〇農業事務所長 様
群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 ㊟
市町村以外の場合
所在地
団体名
代表者 氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあつた事業に
ついで、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第9第4項の規定に基づき報告します。

記

- 1 群馬県補助金等に関する規則第7条の交付金の額の確定額 金 円
(平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号による額の確定通知額)
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
4 交付金返還相当額 (3-2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付す
ること。
・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併
せて提出すること)
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定す
る特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も
記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式7号（第10関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

地区名		事業実施年度	平成 年度	農林水産省所管交付金名	東日本大震災農業生産対策交付金（農業・食品産業強化対策整備交付金）											
分野	事業の内容				工期		経費の配分				分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 は設置場所	事業量	着工 年月日	竣工年 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
								交付金	県費	市町村費	その他					
							円	円		円	円					
合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第8号（第11関係）

平成〇〇年度東日本大震災農業生産対策交付金賠償金支払報告書

文書番号  
平成 年 月 日

〇〇農業事務所長 様  
群馬県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会群馬  
県本部、その他県域団体等にあつては、群馬県知事 氏名

市町村長名 氏 名 印  
市町村以外の場合  
所在地  
団体名  
代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け群馬県指令 第 号で交付金の交付決定通知のあつた東日本大震災農業生産対策交付金について、群馬県東日本大震災農業生産対策交付金交付要綱第11の規定に基づき、本事業に係る東京電力株式会社から支払われた賠償金について下記のとおり報告する。

記

東京電力株式会社からの賠償金支払状況

(単位：円)

項目	金額
A 交付金の交付決定額	
B 交付金の額の確定額 (平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	
C 交付金により実施した事業と同一の対象について支払われた賠償金の額 (交付金の返還予定額)	